



藤岡八木節愛好会 会長

さかい ゆうじ  
酒井 雄司 さん

6月7日(日)、藤岡総合体育館駐車場で、『祭りだよ！全員集合 栃木八木節祭り(主催：ハートランドまちづくり隊)』(以下『八木節祭り』)を開催する藤岡八木節愛好会会長の酒井さんにお話を伺いました。



**八木節の魅力**  
藤岡八木節愛好会を率いる酒井さんにその魅力を尋ねると、「演奏しているときの楽しさです。特に、仲間と一緒に音を合わせているときが一番の幸せです」と笑顔で答えてくれました。八木節を続けてこられた原動力も、まさにその一点にあると言います。「理屈抜きに、楽しくないと続きませんから」。その信念は、次世代を担う子どもたちへの指導にも色濃く反映されています。「まずは好きになってもらうこと。指導のときは、とにかく『褒めて、褒めて、さらに褒める』。楽しく演奏できる雰囲気づくりを大切にしています」と、温かい眼差しで語ります。現在、同会には30代から80代まで世代を超えた22名のメンバーが在籍し、日々練習に励んでいます。「メンバーは随時募集中です。初心者の方も大歓迎。イベントなどで私たちを見かけたら、ぜひ気軽に声を掛けてください」

**五感すべてで体験**  
今回で6回目を迎える『八木節祭り』は、酒井さんが一から情熱を注いで立ち上げた、思い入れの深いイベントです。開催当初はトラックの荷台を舞台代わりにしたスタートでしたが、回を重ねるごとに協力の輪が広がり、今では仲間たちと力を合わせて制作した自作の櫓(やぐら)に進化しました。「目で踊りを楽しみ、耳で威勢の良い歌を聴き、独特のテンポの良さを全身で感じてほしい。五感すべてで八木節を体感してください」と酒井さんは力を込めます。

**花火と八木節の共演は必見**  
『八木節祭り』には、八木節発祥の地である足利市をはじめ、群馬県などから20を超える団体が応援に駆けつけます。それぞれの個性を競い合う演奏は、まさに圧巻の一言です。そして祭りのクライマックス、夜空を彩る打ち上げ花火と、地上で鳴り響く八木節の共演が一番の見どころ。「このフィナーレだけは、絶対に見ていただきたいですね」と酒井さん。その笑顔には、伝統文化を楽しみながら未来へと繋いでいく、明るい希望が満ち溢れていました。

## 国民健康保険に加入の方へ 国民健康保険税の税率等を改定します

**ここが変わります！**

- 令和8年度から新たに子ども・子育て支援金分が課税されます。
- 医療分、後期分、介護分における所得割の税率および均等割・平等割の額は令和7年度と同じです。
- 課税限度額が113万円(令和7年度106万円)に改定されます。

区分	所得割※1	均等割※2	平等割※3	18歳以上均等割	課税限度額
医療分	6.0%	19,600円	17,700円	-	670,000円
後期分	2.6%	10,200円	7,500円	-	260,000円
介護分※4	2.1%	11,100円	6,100円	-	170,000円
子ども・子育て支援金分	0.3%	1,300円	900円	100円	30,000円
合計	11.0%	42,200円	32,200円	100円	1,130,000円

※1 加入者全員の基準総所得に対する税率 ※2 加入者一人当たりの税額  
 ※3 一世帯当たりの税額 ※4 介護分は、40歳以上65歳未満の被保険者のみ  
 ・本市の国民健康保険の税率等については、県が示す標準保険料率等を参考に、栃木市国民健康保険運営協議会での審議等を経て決定されています。

子ども・子育て支援金制度の詳細は、**子ども家庭庁**へ

**子ども家庭庁**

HP

コールセンター  
☎ 0120-303-272  
受付時間 9時～18時  
(日曜・祝日を除く)



**児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など**  
**子ども・子育て支援の拡充が既に始まっています。**  
**給付の拡充には、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金が充てられます。**

**拡充される給付の例**

- 児童手当の拡充**
  - 所得によらず、支給の対象となります。
  - 支給期間を高校生年代まで延長します。
  - 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
  - 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。
  - ※令和6年10月分から拡充
- 妊婦のための支援給付**
  - 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠していることの数×5万円、を支給します。
  - ※令和7年度から実施
- 出生後休業支援給付**
  - 「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上育児休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。
  - ※令和7年度から実施
- 子ども誰でも通園制度**
  - 保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。子ども1人当たり10時間/月の利用が可能です。
  - ※令和8年度より全国実施
- 育児期間中の国民年金保険料免除**
  - 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。
  - ※令和8年10月分から実施

**国保税は期限までに納めましょう！**

国民健康保険は、いざというときに安心してお医者さんにかかるように、みんなでお金を出し合う助け合いの制度です。みなさんの納める保険税は、その国保制度を支えるための大切な財源になります。忘れずに納めましょう。

STOP温暖化!

**カーボンニュートラル** LED照明に変えることで、**お得に省エネ・脱炭素!**

家庭の使用電力で、1番目に多いのがエアコン、2番目が照明器具です。白熱電球などから低価格で購入しやすい電球型LEDランプへ交換すると、消費電力の削減により電気料金の節約につながります。

**LED照明の導入**

54Wの白熱電球から9W電球型LEDランプに交換することで、**年間83%の省エネ、年間2,700円の電気料金削減!**

※年間2,000時間使用、1kWあたりの電気料金30円、2024年度東京電力のCO2排出係数0.421kg-CO2/kWh換算

約37.9kg-CO2/年削減!

県民向け脱炭素ガイドブック

※一般照明用の蛍光灯は、水銀に関する水俣条約でその製造・輸出入が2027年までに段階的に廃止されます。計画的にLED照明に交換していただくとともに、電気料金を削減し、お得に脱炭素を進めましょう。